

大分県報

令和三年
第二七一号
十二月二十四日

（金曜日）

目次

大分県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正	一
人事委員会規則	二
通勤手当の支給に関する規則の一部改正	二
公安委員会規則	二
大分県道路交通法施行細則の一部改正	二
企業局管理規程	三
大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部改正	三
病院局管理規程	三
大分県病院局職員の給与に関する規程の一部改正	三
告示	三
生活保護法等による医療機関の指定	三
生活保護法等による指定医療機関の名称変更	四
生活保護法等による指定医療機関の休止	四
生活保護法等による指定医療機関の廃止	四
生活保護法等による施術者（開設者である施術者）の指定	五
生活保護法等による施術者（開設者でない施術者）の指定	五
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請	五
令和三年度臨時種畜検査に合格した種畜	八
臨時種畜検査の実施	九
土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（国営事業）	九
指定漁船調査の縦覧	九
警察本部告示	九
電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこ	九

令和三年十二月二十四日

とができる手続等に関する告示

大分海区漁業調整委員会告示

宝石さんごの採捕禁止

警察本部訓令

大分県警察における処務に関する訓令の一部改正

公告

土地改良区の役員の就退任

開発行為の完了

落札者等の公示（二件）

規則

大分県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第九十九号

大分県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

大分県産業廃棄物税条例施行規則（平成十七年大分県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第十号から第十四号までを次のように改める。

十から十四まで 削除

第一号様式及び第三号様式中「甲」を削る。

第五号様式中 「氏 名 姓」を 「氏 名 姓」に改める。

「氏 名 姓」に改める。

第八号様式及び第九号様式中「甲」を削る。

第十号様式中

（特別徴収義務者登録番号 第 一 号）

（特別徴収義務者登録番号 第 一 号）

第十号様式中

（特別徴収義務者登録番号 第 一 号）

（特別徴収義務者登録番号 第 一 号）

（特別徴収義務者登録番号 第 一 号）

大分県報（規則）

一

第十一号様式及び第十二号様式中「印」を削る。
第十四号様式から第十八号様式までを次のように改める。

第十四号様式から第十八号様式まで 別添
第十九号様式中「印」を削る。

第二十一号様式中

氏名又は名称

印

を

氏名又は名称

に改める。

第二十四号様式中「印」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年一月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の大分県産業廃棄物税条例施行規則第一号様式、第三号様式、第五号様式、第八号様式から第十二号様式まで、第十九号様式、第二十一号様式及び第二十四号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

○人事委員会規則

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

大分県人事委員会委員長

石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十九号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年大分県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「二千二百円」を「二千二百円」に、「四千二百円」を「四千二百円」に、「六千六百円」を「六千七百円」に、「九千三百円」を「九千四百円」に、「一万二千七百円」を「一万二千八百円」に、「一万六千円」を「一万六千円」に、「一万九千六百円」を「一万九千

七百円」に、「二万二千七百円」を「二万二千八百円」に、「二万五千六百円」を「二万五千七百円」に、「二万八千円」を「二万八千二百円」に、「三万五百円」を「三万六千七百円」に、「三万三千五百円」を「三万三千六百円」に、「三万六千六百円」を「三万六千七百円」に、「四万円」を「四万百円」に、「四万四千百円」を「四万四千二百円」に、「四万八千百円」を「四万八千二百円」に、「五万千円」を「五万二千二百円」に、「五万四千百円」を「五万四千二百円」に改める。

附則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

○公安委員会規則

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子

大分県公安委員会規則第13号

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第3号中「管理の実務」を「運転の管理の実務の経験」に改め、同条第3項中「規定による」を「規定により」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項の規定により安全運転管理者等の選任の届出をした者は、当該届出に係る事項のうち施行規則第9条の12各号（第3号を除く。）に掲げるものに変更が生じた場合は、安全運転管理者に係る事項にあつては安全運転管理者に関する届出書を、副安全運転管理者に係る事項にあつては副安全運転管理者に関する届出書を、当該変更が生じた日から15日以内に公安委員会に提出しなければならない。

第11号様式及び第11号様式の2の備考を備考1とし、これらの様式の備考に次のように加える。

2 届出事項の変更の場合は、変更する事項のみ記載すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○企業局管理規程

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

大分県企業局長 浦 辺 裕 二

大分県企業局管理規程第十三号

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第六中「二千二百円」を「二千二百円」に、「四千二百円」を「四千二百円」に、「六千六百円」を「六千七百円」に、「九千三百円」を「九千四百円」に、「一万二千七百円」を「一万二千八百円」に、「一万六千円」を「一万六千六百円」に、「一万九千六百円」を「一万九千七百円」に、「二万二千七百円」を「二万二千八百円」に、「二万五千六百円」を「二万五千七百円」に、「二万八千二百円」を「二万八千二百六十円」に、「三万六千七百円」を「三万六千七百六十円」に、「三万三千五百円」を「三万三千六百円」に、「三万六千六百円」を「三万六千七百円」に、「四万円」を「四万四千元」に、「四万四千二百円」を「四万四千二百六十円」に、「四万八千二百円」を「四万八千二百六十円」に、「五万四千二百円」を「五万四千二百六十円」に改める。

附 則

この規程は、令和四年一月一日から施行する。

○病院局管理規程

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

大分県病院局管理規程第十一号

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の給与に関する規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第十三中「二千二百円」を「二千二百円」に、「四千二百円」を「四千二百円」に、「六千六百円」を「六千七百円」に、「九千三百円」を「九千四百円」に、「一万二千七百円」を「一万二千八百円」に、「一万六千円」を「一万六千六百円」に、「一万九千六百円」を「一万九千七百円」に、「二万二千七百円」を「二万二千八百円」に、「二万五千六百円」を「二万五千七百円」に、「二万八千二百円」を「二万八千二百六十円」に、「三万五千六百円」を「三万五千七百円」に、「三万三千五百円」を「三万三千六百円」に、「三万六千六百円」を「三万六千七百円」に、「四万円」を「四万四千元」に、「四万四千二百円」を「四万四千二百六十円」に、「四万八千二百円」を「四万八千二百六十円」に改める。

附 則

この規程は、令和四年一月一日から施行する。

○告 示

大分県告示第六百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和三年十二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
日田市立東浜診療所	日田市	日田市天瀬町合田一九八六番地二	令 三・一〇・二七
セントケア訪問看護ステーション字佐	セントケア九州株式会社	宇佐市大字四日市一四六九番地一	令 三・一二・一
クローバー訪問看護ステーション	ライフブレイス合同会社	国東市安岐町塩屋三四五番地一	令 三・一一・一八

令和三年十二月二十四日

大分県報（企業局管理規程・病院局管理規程・告示）

末綱クリニク	医療法人鶴玲会	国東市国東町田深六六五番四	令三・一二・一
安部第一医院	医療法人安部第一医院	別府市上野口町三一四〇	令三・一二・七
けいだクリニク	医療法人けいだクリニク	中津市中央町一丁目七三八番地一	令三・一二・一
みどり薬局	株式会社淡水	日田市隈二丁目一―三五	令三・一一・一
輔仁薬局弥生店	株式会社輔仁薬局	佐伯市弥生大字江良一〇五八番地一	令三・一一・一
あき調剤薬局別府店	株式会社薬苑棗	別府市石垣東三丁目五番一五号	令三・一一・一
タカサキ薬局日出店	有限会社フクオカ・クリニカル・ファーマシ	速見郡日出町三九〇二―七	令三・一二・一

大分県告示第六百九十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関からその名称変更の届出があった。

令和三年十二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
(有)のぞみ調剤薬局別府店	アイン薬局 別府鶴見店	別府市大字鶴見四三九五番地一	令三・一一・一
	アイン薬局 中須賀	別府市大字北石垣一〇三	

あすなる薬局	本町店	六一―一―二号	令三・一一・一
青山薬局	アイン薬局 別府駅前店	別府市田の湯町二〇〇四番地の六	令三・一一・一

大分県告示第六百九十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関から休止の届出があった。

令和三年十二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	休止年月日
大石内科医院	大石 定信	速見郡日出町二九一九	令三・一一・一〇

大分県告示第六百九十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和三年十二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
高倉歯科医院	高倉 賢志	豊後大野市緒方町馬場五六―六	令三・九・二一
日田市立東溪診療所	日田市	日田市天瀬町合田一九九四番地一	令三・八・一五
わかば歯科	浅井 之仁	国東市国東町鶴川二六九四番地	令二・九・一一

藤島調剤薬局	藤島憲一	別府市石垣東四丁目五の二	令三・一〇・三一
--------	------	--------------	----------

大分県告示第六百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者である施術者）を指定した。

令和三年十二月二十四日

大分県知事 広瀬勝貞

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
江田全秀	星の花整骨院	日田市本町七―三―一 F	令三・一一・一七
永松剛章	みなと鍼灸整骨院	国東市武蔵町古市一四三―一	令三・一一・二四

大分県告示第六百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者でない施術者）を指定した。

令和三年十二月二十四日

大分県知事 広瀬勝貞

施術者の氏名	施術者の住所	指定年月日
徳永拓郎	別府市石垣東五丁目三一六 フォールブル河野二〇三号	令三・一〇・二一

大分県告示第六百九十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

大分県知事 広瀬勝貞

- 申請の概要
1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
大阪府大阪市北区国分寺二丁目一番一号
株式会社エイコス
代表取締役 平川順基
- 特定事業場の所在地及び名称
由布市湯布院町川上字丸尾四百五十五番地
（仮称）湯布院プロジェクト
- 設置される特定施設の種別
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三
イ ちゅう房施設及びハ 入浴施設

種別	力	ちゅう房施設	
		一〇〇調理食/日	一基
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	令四・一二・一		
使用開始予定年月日	令五・一二・三一		
使用時間	二四時間		
一日当たりの使用時間	二四時間		
使用の季節的変動	なし		
汚水等の一日当たりの量	単位	通常の値	最大の値
	m ³ /日	一二・〇	一五・〇
汚水	項目	通常の値	最大の値
	水素イオン濃度	五・八〇八・六	五・八〇八・六

令和三年十二月二十四日

大分県報(告示)

八

汚水の等々の汚染状態		一日当たりの排出水量		排水口名	汚水の等々の汚染状態の値		一日当たりの排出水量		排水口名	5 排水水の量及び汚染状態の値		
項目	濃度	単位	値		項目	濃度	単位	値		大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量
浮遊物質	mg/l	五	五	五・八〇	大腸菌群数	個/cm ³	三、〇〇〇以下	三、〇〇〇以下	No. 1	大腸菌群数	個/cm ³	三、〇〇〇以下
化学的酸素要求量	mg/l	五	五	五・八〇	りん含有量	mg/l	五	五	No. 1	りん含有量	mg/l	一〇
生物化学的酸素要求量	mg/l	三	三	三・〇	浮遊物質	mg/l	一〇	一〇	No. 1	窒素含有量	mg/l	八〇
水素イオン濃度	mg/l	五	五	五・八〇	化学的酸素要求量	mg/l	一五	一五	No. 2	大腸菌群数	個/cm ³	三、〇〇〇以下
項目	単位	値	値	値	生物化学的酸素要求量	mg/l	一〇	一〇	No. 2	りん含有量	mg/l	一〇
通常	m ³ /日	八六・四	八六・四	八六・四	水素イオン濃度	mg/l	三〇	三〇	No. 2	窒素含有量	mg/l	一〇〇
最大	単位	一一二・四	一一二・四	一一二・四	大腸菌群数	個/cm ³	三、〇〇〇以下	三、〇〇〇以下	No. 2	大腸菌群数	個/cm ³	三、〇〇〇以下
最大	単位	一一二・四	一一二・四	一一二・四	りん含有量	mg/l	八	八	No. 2	りん含有量	mg/l	一五
最大	単位	一一二・四	一一二・四	一一二・四	浮遊物質	mg/l	二五	二五	No. 2	窒素含有量	mg/l	四〇
最大	単位	一一二・四	一一二・四	一一二・四	化学的酸素要求量	mg/l	四〇	四〇	No. 2	大腸菌群数	個/cm ³	三、〇〇〇以下
最大	単位	一一二・四	一一二・四	一一二・四	生物化学的酸素要求量	mg/l	一五	一五	No. 2	りん含有量	mg/l	八
最大	単位	一一二・四	一一二・四	一一二・四	水素イオン濃度	mg/l	三〇	三〇	No. 2	窒素含有量	mg/l	四〇

種畜証明書番号	名前	品種	検査成績
令三分県臨三第一号	A1779	その他	級外
令三分県臨三第二号	A1793	その他	級外
令三分県臨三第三号	A1794	その他	級外
令三分県臨三第四号	A1795	その他	級外
令三分県臨三第五号	A1821	その他	級外
令三分県臨三第六号	A1839	その他	級外
令三分県臨三第七号	A1840	その他	級外
令三分県臨三第八号	A1847	その他	級外
令三分県臨三第九号	A1802	その他	級外
令三分県臨三第十号	A1805	その他	級外
令三分県臨三第十一号	A1807	その他	級外

大分県告示第七百号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の規定による令和三年度の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和三年十二月二十四日

大分県知事 広瀬 貞

縦覧期間
令和三年十二月二十四日から令和四年一月十四日まで

縦覧場所
大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所

令三大分県臨三第十二号	A1831	その他	級外
令三大分県臨三第十三号	A1832	その他	級外
令三大分県臨三第十四号	L 20-678	その他	級外
令三大分県臨三第十五号	L 20-739	その他	級外
令三大分県臨三第十六号	L 21-25	その他	級外

大分県告示第七百一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により、次のとおり臨時種畜検査を実施する。

令和三年十二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

検査期日	検査場所	家畜の種類
令和四年一月十九日	竹田市久住町	牛

大分県告示第七百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和三年十二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

地区名	縦覧期間	縦覧場所
駅館川地区且尾一工区	令三・一二・二四から 令四・一・一三まで	宇佐市役所

大分県告示第七百三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五

令和三年十二月二十四日

条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調査を次の二により縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

佐伯市蒲江大字森崎浦千九百十番地

戸高 吾一郎

佐伯市蒲江大字丸市尾浦千二百七十番地

吉田 忠

佐伯市蒲江大字森崎浦三百九十四番地一

木許 善文

2 加入区

名護屋加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調査の縦覧

1 縦覧期間

令和三年十二月二十四日から令和四年一月七日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 佐伯市蒲江大字丸市尾浦五百五十四番地

大分県漁業協同組合名護屋支店事務所

○警察本部告示

大分県警察本部告示第59号

大分県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和三年大分県公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）の規定に基づき、次のとおり電

大分県報（告示・警察本部告示）

子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等その他警察本部長が定めることとされている事項等を定める。

令和3年12月24日

大分県警察本部長 松 田 哲 也

1 根拠となる法令等の名称及び条項

規則第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等は、別表の左欄に掲げる法令等のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく手続等とする。

2 申請等を行った者を確認するための措置

(1) 規則第4条第4項ただし書及び第5項ただし書に規定する措置は、別表の左欄に掲げる法令等の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であつて、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールアドレスの適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。

(2) 規則第9条第1項ただし書に規定する措置は、別表の左欄に掲げる法令等の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、規則第4条第2項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。

3 適用年月日

令和4年1月4日

別表

法令等	規定
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の3第5項
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項 第8条第1項

大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号）	第8条第3項 第15条第4項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第1項 第17条第2項において準用する第16条第2項 第17条第2項において準用する第11条第1項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、大分海区における宝石（さんご）の採捕を禁止する。ただし、大分海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

令和三年十二月二十四日

大分海区漁業調整委員会会長 小 野 貞 一

(定義)

一 この指示において「宝石（さんご）」とは、「アカサメゴ、モモイロサメゴ及びシロサメゴの生体及び死骸をいふ。

(禁止区域)

二 大分県海域

(承認の対象者)

三 承認の対象となる者は、宝石（さんご）に係る試験研究を実施しようとする者とする。

(承認証の交付)

四 大分海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付する。
(承認証の携帯義務)

<p>五 承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときには、四の承認証を携帯しなければならない。</p> <p>六 承認の制限、条件の変更又は採捕の停止（承認の制限、条件の変更又は採捕の停止）</p> <p>七 委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができる。</p> <p>八 承認の取消し（承認の取消し）</p> <p>九 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。</p> <p>十 譲渡又は販売の禁止（譲渡又は販売の禁止）</p> <p>十一 承認を受けた者は、採捕した宝石さんごの譲渡又は販売をしてはならない。（意図しない混獲等による宝石さんごの所持又は販売の禁止）</p> <p>十二 承認を受けた者は、採捕の結果について採捕期間終了後一月以内に委員会に報告しなければならない。</p> <p>十三 承認を受けた者は、採捕の結果について採捕期間終了後一月以内に委員会に報告しなければならない。（取扱要領）</p> <p>十四 この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱については、委員会が別に定める。</p> <p>十五 この指示の有効期間は、令和四年一月一日から同年十二月三十一日までの間とする。</p>	<p>日次中「事務引継ぎ」を「事務引継ぎ」に、</p> <p>「第7節 職員章（第33条の2 - 第33条の7）」</p> <p>第8節 識別カード（第33条の8 - 第33条の11）」</p> <p>を「第7節 識別カード（第33条の2 - 第33条の7）」に改める。</p> <p>第2条第1号中「課」を「本部の課」に改め、同条第4号を削り、同条第5号中「課」を「本部の課」に改め、同条第4号とし、同条第6号中「警察官、」を「警察官及び一般職員（）」に改め、「いう。」の次に「）」を加え、同条第5号とし、同条第7号を削り、同条に次の1号を加える。</p> <p>(6) 交番等 交番、駐在所又は警備派出所をいう。</p> <p>第9条第3号中「（課を置かない場合の係を含む。）」を削り、同条第4号中「を置く」を「の」に改める。</p> <p>第12条第1項中「第13条の2」を「第13条の3」に改め、同条第2項中「手続き」を「手続」に改める。</p> <p>第20条第2項中「届出」を「届け出」に改める。</p> <p>第22条中「1箇月」を「1か月」に改める。</p> <p>第23条第2号中「責任者、」を「責任者及び」に改め、同条第3号中「経路、」を「経路及び」に改める。</p> <p>「第4節 赴任及び事務引継ぎ」を「第4節 赴任及び事務引継ぎ」に改める。</p> <p>第24条第1項中「転任、」を「転任」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に改める。</p> <p>第25条の見出し中「引継ぎ」を「引継ぎ」に改め、同条第1項中「特別な場合を除き、」及び「の各号」を削り、「文書」の次に「又は口頭」を加え、同条第2項中「事務引継ぎ」を「事務引継ぎ」に改める。</p> <p>第26条中「署長が」を削る。</p> <p>第30条第1項中「（昭和26年大分県条例第7号）」を削る。</p> <p>第32条第1項中「、その他」を「その他」に改める。</p> <p>第33条中「1に」を「いずれかに」に改める。</p> <p>第3章第7節を削る。</p> <p>「第8節 識別カード」を「第7節 識別カード」に改める。</p> <p>第33条の8中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「第33条の10」を「以下この節」に、「警察職員」を「職員」に、「執務室」を「庁舎内」に、「別表第2」を「別表第1」に改め、同条を第33条の2とし、同条の次に次の2条を加える。</p>
<p>警察本部訓令第26号</p> <p>警察学校 警察署</p> <p>大分県警察における処務に関する訓令（昭和46年大分県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。</p> <p>令和3年12月24日</p> <p>大分県警察本部長 松田哲也</p>	<p>大分県報（大分海区漁業委員会・警察本部訓令）</p>

<p>(識別カードの交付)</p> <p>第33条の3 識別カードは、新規採用職員に警務部警務課長（以下「警務課長」という。）が交付するものとする。</p> <p>(識別カードの貸与又は譲渡の禁止)</p> <p>第33条の4 識別カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>第33条の9を削る。</p> <p>第33条の10中「あったとき」の次に「(引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を使用するときを除く。）」を加え、「第11号様式」を「第9号様式」に改め、同条を第33条の5とし、同条の次に次の1条を加える。</p> <p>(識別カードの返還)</p> <p>第33条の6 退職等により職員でなくなったときは、遅滞なく識別カードを所属長を経て警務課長に返納しなければならない。</p> <p>第33条の11の見出し中「又は返還の処理」を「状況等の管理」に改め、同条中「第33条の9において準用する第33条の3及び第33条の6並びに前条の規定により」を「警務課長は、」に、「を受けたときは、」を「の状況を」に、「第12号様式」に必要な事項を記載して処理する」を「第10号様式」により管理する」に改め、同条を第33条の7とする。</p> <p>第35条第1項中「により」を「の規定により」に改める。</p> <p>第37条第1項中「警察本部において行う」を「本部が主宰する」に改め、同項の表中「及び課長」を「及び本部の所属長」に改め、同条第3項中「課長」を「本部の所属長」に改める。</p> <p>第52条第2項中「本部各課」を「本部の課」に、「課長」を「所属長」に、「幹部交番」を「交番等（幹部交番に限る。）」に、「部課」を「課」に、「及び課署」を「（幹部交番を除く。）及び本部の課又は署」に改め、同条第3項中「点検したうえ」を「点検した上」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同条第5項中「課」を「本部の課（分室を含む。）」に改め、「幹部交番」を削る。</p> <p>第53条第1項中「たてて」を「立てて」に改め、同項第1号中「防災、」を「防災及び」に改め、同項第3号中「けん銃」を「拳銃」に改める。</p> <p>第63条の見出し中「増築等」を「増築」に改め、同条中「を増築又は修繕」を「の増築」に改め、同条第1号中「又は修繕」を削る。</p> <p>第64条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条第1項中「交番、駐在所又は警備派出所（以下「交番等」という。）」を「交番等」に改め、同項第5号中「図面、」を「図面及び」に改め、同条第2項中「手続き」を「手続」に改める。</p>	
	<p>第66条中「別表第3」を「別表第2」に改める。</p> <p>第67条中「別表第4」を「別表第3」に改める。</p> <p>別表第1を削り、別表第2中「第33条の8関係」を「第33条の2関係」に改め、同表を別表第1とする。</p> <p>別表第3中「かい書」を「楷書」に、「打出しづくり」を「打出し作り」に改め、同表を別表第2とし、別表第4を別表第3とする。</p> <p>第1号様式を次のように改める。</p>

年度勤務整理簿																		階級							氏名						
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
4月																															
5月																															
6月																															
7月																															
8月																															
9月																															
10月																															
11月																															
12月																															
1月																															
2月																															
3月																															

令和三年十二月二十四日

大分県報(警察本部訓令)

氏名

第3号様式中	課長 (署長)	次席 (副署長)	課長補佐 (課長)	係長 (係長)	を	所 属 長
--------	------------	-------------	--------------	------------	---	-------------

に改める。

第9号様式及び第10号様式を削る。

第11号様式中「第33条の10関係」を「第33条の5関係」に改め、同様式を第9号様式とする。

第12号様式中「第33条の11関係」を「第33条の7関係」に改め、同様式を第10号様式とする。

附 則
この訓令は、令和3年12月24日から施行する。

○ 公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、世利川井路土地改良区（大分市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和三年十二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

役 名	氏 名	住 所
理 事	太田 富雄	大分市大字竹矢一一二四番地
〃	麻生 秀之	〃 大字横瀬二二九六番地
〃	伊藤 義昭	〃 大字下原一八〇〇番地の一〇
〃	亀井 美津善	〃 大字辻原三二六番地
〃	小野 日支男	〃 大字竹矢二二〇三番地
〃	小野 廣	由布市挾間町筒口一七二番地

監事	安藤 直行	大分市大字上詰一五二七番地の一
〃	佐藤 敏雄	〃 大字竹矢六三七の三番地

（就任役員）

役 名	氏 名	住 所
理 事	太田 富雄	大分市大字竹矢一一二四番地
〃	麻生 秀之	〃 大字横瀬二二九六番地
〃	伊藤 義昭	〃 大字下原一八〇〇番地の一〇
〃	小野 日支男	〃 大字竹矢二二〇三番地
〃	小野 廣	由布市挾間町筒口一七二番地
〃	和田 清秀	大分市大字上詰八八四番地の六
〃	奈須 栄一	〃 大字下原九八六番地
監 事	佐藤 美喜夫	〃 大字竹矢六三七番地の七

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和三年十二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
日田市大字友田字其田六十八番五ほか六十筆並びに七十番三十四ほか一筆の各地先里道及び七十四番四ほか四筆の各地先水路並びに字荻鶴千五十五番一ほか十六筆
- 二 開発区域の面積
一万四千三百十八・五〇平方メートル
- 三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名
日田市大字庄手六百四十七番地
株式会社日田淡水魚センター
代表取締役 石井 嘉英
- 四 完了検査年月日

令和三年十一月十六日

次のとおり落札者等について公示する。

令和三年十二月二十四日

大分県立病院長 佐藤 昌司

一 落札に係る物品等の名称及び数量

無影灯一式（本体及び周辺機器の搬入・設置並びに現有機器の撤去を含む。）

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県立病院事務局会計管理課

大分市豊饒二丁目八番一号

三 落札者を決定した日

令和三年十月二十七日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社アステム 代表取締役 吉村 次生

大分市西大道二丁目三番八号

五 落札金額

六千九百二十六万七千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札を公告した日

令和三年九月十七日

次のとおり落札者等について公示する。

令和三年十二月二十四日

大分県立病院長 佐藤 昌司

一 落札に係る物品等の名称及び数量

エックス線コンピュータ断層撮影装置一式（本体及び周辺機器の搬入・設置並びに現有機器の撤去を含む。）

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県立病院事務局会計管理課

大分市豊饒二丁目八番一号

三 落札者を決定した日

令和三年十二月一日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社バイオメディカル 代表取締役 伊東 卓郎

五 落札金額

六千六百万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札を公告した日

令和三年十月二十二日

令和三年十二月二十四日

大分県報（公告）

一五